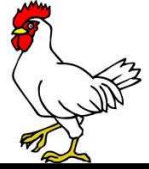


家畜衛生だより

平成30年1月 第24号
東部・北部家畜防疫獣医師会
(公社)千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
TEL: 0475(52)4101
FAX: 0475(52)3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/>

飼料添加物として コリスチンが使えなくなります!!



畜産分野でコリスチンは、飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進のため、飼料添加物として広く利用されてきました。しかし、平成29年1月、食品安全委員会は硫酸コリスチンの飼料添加物としての利用は、薬剤耐性の観点から人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあると評価し、飼料添加物としての指定を取消すことを決定しました。

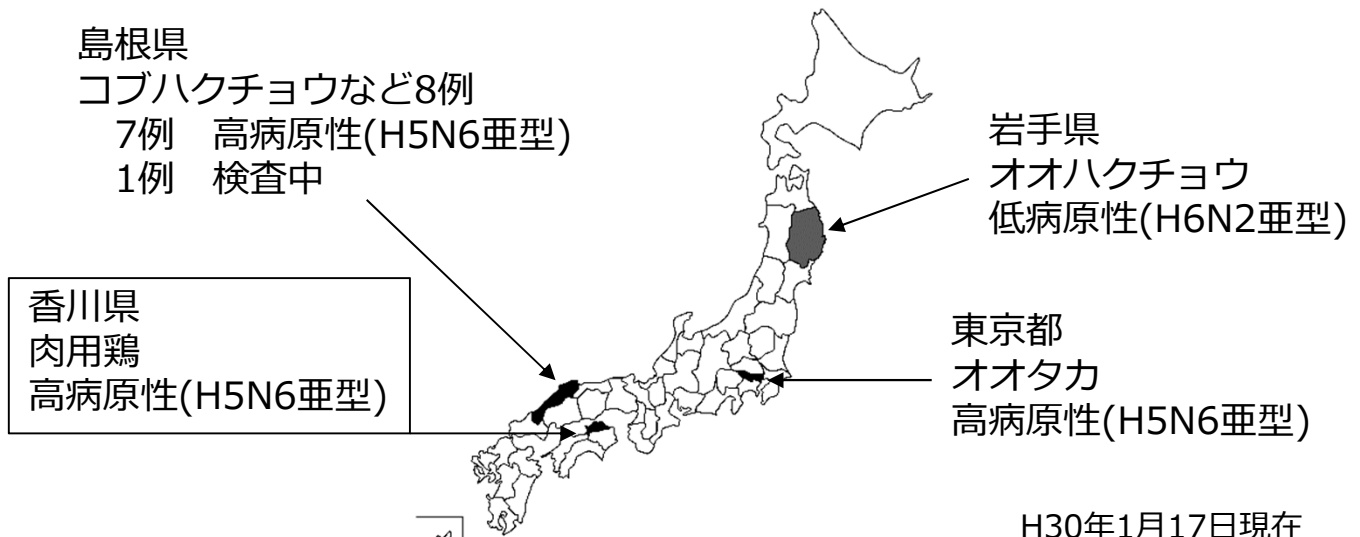
これにより、平成30年7月1日(予定)から コリスチンの飼料添加物としての使用は禁止となります!

また、コリスチンの使用を禁止した時に農家段階でコリスチン添加飼料が残らないよう、販売店や農家での在庫を使い切るように、飼料工場での製造を前倒しで中止することを国から要請しました。

コリスチンの使用禁止後、コリスチンを飼料添加物として含有する飼料を使用すると飼料安全法違反となりますので、6月末までに在庫を解消するよう、計画的な購入をお願いします。

家きん・野鳥の鳥インフルエンザ検査状況について

降雪時など急激に冷え込むときは野生動物の鶏舎への侵入リスクが高まります!
今一度農場の衛生管理・野生動物侵入防止対策を見直して下さい。



東部家畜保健衛生所 Tel.0475-52-4101 Fax.0475-52-3335
※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください